

別表 8 新築賃貸用マンション

事 項	媒 体	パンフレット等	新聞折込チラシ等 新聞記事下広告 住宅専門雑誌記事中心広告	新聞・雑誌広告 (左欄に掲げるものを除く)
1 広告主の名称又は商号		○	○	○
2 広告主の事務所の所在地		○	○	
3 広告主の事務所（宅建業法施行規則第6条の2第1号の施設を含む。）の電話番号		○	○	○
4 宅建業法による免許証番号		○	○	
5 所属団体名及び公正取引協議会加盟事業者である旨		○	○	
6 取引態様（貸主、代理、媒介（仲介）の別）		○	○	○
7 物件の所在地		○	○	
8 交通の利便		○	○	○
9 賃貸戸数		●	●	●
10 専有面積（パンフレット等の媒体を除き、最小面積及び最大面積のみで表示することができる。）		○	○	○
11 構造及び階数（パンフレット等の媒体を除き、賃貸戸数が10未満の場合は省略することができる。）		○	○	
12 建物の建築年月（建築工事が完了していない場合は、入居予定年月）		○	○	○
13 賃料（パンフレット等の媒体を除き、最低賃料及び最高賃料のみで表示することができる。）		●	●	●
14 礼金等を必要とするときはその旨及びその額		●	●	●
15 敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額（償却をする場合は、その旨及びその額又はその割合）		●	●	●
16 住宅総合保険等の損害保険料等を必要とするときはその旨		○	○	○
17 管理費又は共益費等		●	●	●
18 駐車場、倉庫等の設備の利用条件（敷地外の駐車場についてはその旨及び将来の取扱い）		●	●	
19 定期建物賃貸借であるときはその旨及びその期間		○	○	○
20 入れ及び競り売りの方法による場合においては、規則第13条に定める事項		○	○	○
21 取引条件の有効期限		●	●	

（注）1 予告広告においては、①予告広告である旨（目立つ場所に14ポイント以上の大きさの文字で記載する。）、②賃料（入札・競り売りの方法による場合は、最低取引賃料）が未定である旨又は予定最低賃料及び予定最高賃料、③取引開始予定時期、④本広告を行うまでは、契約又は予約の申込みは一切応じない旨及び申込みの順位の確保に関する措置を講じない旨、並びに、⑤予告広告をする時点において、すべての予定賃貸戸数を一括して取引するか又は数期に分けて取引するかが確定していない場合は、その旨及び当該予告広告以降に行う本広告において賃貸戸数を明示する旨を記載すること。

2 「●」の事項は、予告広告において省略することができる。